

令和5年第6回氷川町議会定例会会議録（第3号）

令和5年9月15日
午前10時00分開議
於 議場

1. 議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 各常任委員会の審査報告について |
| 日程第 2 | 議案第33号 氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第34号 氷川町手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第35号 氷川町立神峡公園条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第36号 氷川町公民館条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第37号 氷川町体育施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第38号 令和5年度氷川町一般会計補正予算（第5号）について |
| 日程第 8 | 議案第39号 令和5年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 9 | 議案第40号 令和5年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第10 | 議案第41号 令和5年度氷川町下水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第11 | 議案第42号 八代生活環境事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第12 | 議案第43号 八代市と氷川町との間の一般廃棄物の焼却処理に関する事務の委託について |
| 日程第13 | 認定第 1号 令和4年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第 2号 令和4年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第 3号 令和4年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第16 | 認定第 4号 令和4年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第17 | 認定第 5号 令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第18 | 同意第 3号 氷川町教育委員会委員の任命について |

- 日程第19 同意第 4号 氷川町教育委員会委員の任命について
- 日程第20 同意第 5号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第21 同意第 6号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第22 同意第 7号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第23 議員派遣の件
- 日程第24 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第25 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第26 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 追加日程第1 議案第44号 物品売買契約の締結について
- 追加日程第2 副議長辞職の件
- 追加日程第3 副議長の選挙
- 追加日程第4 議席の一部変更
- 追加日程第5 常任委員会の委員の選任について
- 追加日程第6 議会運営委員会の委員の選任について
- 追加日程第7 議会広報調査特別委員会の委員の選任について
- 追加日程第8 八代生活環境事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第9 八代広域行政事務組合議会議員の選挙について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

- | | |
|----------|----------|
| 1番 飯田健二 | 2番 西尾正剛 |
| 3番 木下厚 | 4番 清田一敏 |
| 5番 長尾憲二郎 | 6番 吉川義雄 |
| 7番 上田俊孝 | 8番 三浦賢治 |
| 9番 上田健一 | 10番 松田達之 |
| 11番 片山裕治 | 12番 米村洋 |

3. 欠席議員はなし

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 山本昭義 書記 川野瑠美

5. 説明のため出席した者の職氏名

町長 藤本一臣	副町長 平逸郎
教育長 西村裕	総務課長 増永光幸
企画財政課長 西村憲志	税務課長 平山早苗
町民課長 坂本哲也	福祉課長 岩本博美
農業振興課長 増住豪二	農地課長 坂梨俊弘
建設下水道課長 白丸浩二	地域振興課長 村上孝治

出納室長	星田達也	学校教育課長	西田美子
生涯学習課長	荒平健二	代表監査委員	島田博行



日程第1 各常任委員会の審査報告について

○議長（米村 洋君） 本日は、最後の町長挨拶の前に、議会構成を変更するため、休憩をとります。執行部の皆さまには退席を求めますので、その間、自席等でお待ちください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。

これから各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、木下厚君。

○総務文教常任委員長（木下 厚君） 総務文教常任委員会審査報告をいたします。

当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について、主なものを要約して御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例2件、予算1件であります。

当委員会は、9月11日、役場1階災害対策室で、関係課長から説明を求めながら審査を行いました。

議案第36号、氷川町公民館条例の一部を改正する条例については、業務委託から指定管理へ変更するメリットや運営の違いについての質疑に、住民のニーズに応じた効果的な施設利用や民間の活力を生かした住民サービスの向上により利用者を増やすことや、経費節減を図ること。受付業務だけでなく、今は町が行っている施設管理に伴う委託業務の発注等を指定管理者が行うこととなりますと答弁し、小規模修繕の範囲はこの質疑に、金額を含めて検討中ですと答弁しました。利用者を増やす取組みは、公民館講座や各種教室などにより利用者のグループ化を図ることこの質疑には、今後、指定管理者と連携を図り、進めていきますと答弁しました。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号、氷川町体育施設条例の一部を改正する条例についても、小規模修繕は公民館と合わせて内容を検討しますと答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号、令和5年度氷川町一般会計補正予算（第5号）についての歳出は、総務費の食糧費で、ペルー平岡会長の歓迎の夕食会場は決まっているのかの質疑に、町内を予定していますと答弁。企画費と諸費の過誤納還付金の内容はこの質疑に、令和4年度のふるさと納税にキャンセルがあった返還分と、確定申告により医療費控除などが確定したことで住民税の修正を行い返還が生じた分ですと答弁があり、交通安全対策費の交通安全施設修繕費の内容はこの質疑に、地区要望による通学路のカーブミラーや防犯灯の修繕ですと答弁。消防施設費の消防用施設整備補助金の内容と財源はこの質疑に、地区要望による若洲地区の防火水槽のフェンス修繕、梶地区の防火水槽の修繕、町地区の消火栓ホース格納箱の修繕で、補助対象にならないため、単費です

と答弁がありました。学校管理費の修繕場所の質疑に、西部小学校職員室のエアコン修繕となりますと答弁。社会教育総務費の全国大会等出場者奨励費と国道3号にある看板設置の条件及び計上予算は人数分かの質疑に、奨励費は予選を勝ち抜いた九州大会以上が対象となりますが、看板の設置は全国大会以上に出場されるときが対象となります。1人1万円ですが、チームによっては上限10万円になるため、人数分ではなく、これから不足が見込まれる金額を計上していますと答弁がありました。

歳入では、ふるさと納税の寄附の状況についての質疑があり、9月上旬までで2億4千万円の寄附があっっています。4月から6月は伸び悩んでいたが、7月から寄附額を見直し、それ以降は昨年並みとなっています。これまでは6割が経費となっていたが、改正があり、10月から5割までとなりますと答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決するものと決しました。

当委員会に付託されました案件は、以上であります。各議員におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 次に、産業建設厚生常任委員長、西尾正剛君。

○産業建設厚生常任委員長（西尾 正剛君） 産業建設厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について、議論されました主なものを要約して、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例3件、令和5年度補正予算4件、八代生活環境事務組合規約の一部変更、八代市と氷川町との間の一般廃棄物焼却処理に関する事務委託についてであります。

当委員会は9月11日に、関係課長から説明を求めながら審査を行いました。

まず、議案第33号、氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、条例改正案では、電子通信回線で接続された民間事業者とは具体的にどういった事業者であるかに対し、現在、交付される端末は、コンビニエンスストアとイオンである。将来的には、JPも端末を設置される予定。また、導入費用については、事業費858万円で、国からの補助が2分の1と答弁しました。

ほかに質疑なく、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号、氷川町手数料条例の一部を改正する条例については、端末機利用の証明書発行と窓口発行が同額の300円とした理由及びかかる経費の質疑に対し、他の自治体では、マイナンバーカード普及率向上を目的に限定的に低額としているが、本町のマイナンバーカード普及率は86.1パーセントであり、利便性の向上が目的である。コンビニ交付の運営経費は年間323万円で、手数料が1件当たり117円かかることとなる。こうした経費を考慮し、窓口手数料と同額としたと答弁しました。

ほかに質疑なく、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号、氷川町立神峡公園条例の一部を改正する条例については、ログハ

ウス等の施設使用料が平均して48パーセントの値上げになることに対し、平成6年の開設当時から29年間、使用料金が据え置かれ、見直しが行われていないこと。令和4年度指定管理者から報告された収支実績によると、収入より支出が110万円上回っていることなどの理由から、継続的な運営を行うためには改正する必要がある。施設使用料の改定額については、近隣自治体類似施設の使用料を勘案しての提案であると答弁しました。また、里地屋敷宿泊の利用時間について、午前9時から翌日午後5時までを午後3時から翌日午前10時までとする改正案については、里地屋敷の利用者にとって不利益になるのではないかに対し、環境学習をメインに設置した施設だが、1日利用者についての利用時間は変更するものではない。宿泊使用の近年の利用者団体の状況を見ると、改正案の時間設定で不利益を被るものではないと考える。利用時間帯の範囲拡大については、あらかじめ指定管理者と町で協議を行い、柔軟に対応したいと答弁いたしました。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、指定管理者が開設している立神峡里地公園の予約サイトによると、既に里地屋敷の利用時間が今回改正案の時間帯になっていることや、施設使用料金のほかに光熱水費や1人当たりの基本料金が徴収されているため、利用者から苦情の声があるこの状況は、担当課との事前協議がなされていない結果にある。

こうした事柄の対応には、町の指導はもちろんであるが、財政援助団体である以上、現在、補助団体の監査は行われているものの、地方自治法199条第7項の規定のとおり、指定管理に係る出納その他の事務執行についても、財政援助団体等監査で実施してもらいたい旨、要望、意見といたします。

議案第38号、令和5年度氷川町一般会計補正予算(第5号)については、都合上、細々の質疑や意見は割愛し、主な点に絞っての報告といたします。

まず、農林水産業費、農業費の歳出で、修繕費と委託料の補正内容についての質疑では、早尾地区、若洲地区からの地区要望に対応した事業の補正予算である。また、土木費、道路橋りょう費、道路維持修繕費の需用費、委託料、予算の質疑でも、地区要望に対応した予算であると答弁いたしました。同じく土木費、道路橋りょう費の道路新設改良費の委託料の質疑では、町道川上立神線の用地費算出を含めた測量設計であると答弁いたしました。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号、令和5年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について及び、議案第40号、令和5年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、並びに議案第41号、令和5年度氷川町と下水道事業会計補正予算(第1号)については、特に質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号、八代生活環境事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更及び、議案第43号、八代市と氷川町との間の一般廃棄物の焼却処理に関する事務の委託については、これまで、町議会全員協議会等で十分な説明がなされていたこと

から、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。

各議員におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますようお願い申し上げます。産業建設厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第33号 氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第2、議案第33号、氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第34号 氷川町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第3、議案第34号、氷川町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これですべて討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第35号 氷川町立神公園条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第4、議案第35号、氷川町立神公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第36号 氷川町公民館条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第5、議案第36号、氷川町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第37号 氷川町体育施設条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第6、議案第37号、氷川町体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第38号 令和5年度氷川町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（米村 洋君） 日程第7、議案第38号、令和5年度氷川町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これから議案第38号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第39号 令和5年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（米村 洋君） 日程第8、議案第39号、令和5年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第40号 令和5年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（米村 洋君） 日程第9、議案第40号、令和5年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第41号 令和5年度氷川町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（米村 洋君） 日程第10、議案第41号、令和5年度氷川町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第42号 八代生活環境事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（米村 洋君） 日程第11、議案第42号、八代生活環境事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第43号 八代市と氷川町との間の一般廃棄物の焼却処理に関する事務の委託について

○議長（米村 洋君） 日程第12、議案第43号、八代市と氷川町との間の一般廃棄物の焼却処理に関する事務の委託についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 認定第1号 令和4年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（米村 洋君） 日程第13、認定第1号、令和4年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

日程第14 認定第2号 令和4年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（米村 洋君） 日程第14、認定第2号、令和4年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

日程第15 認定第3号 令和4年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（米村 洋君） 日程第15、認定第3号、令和4年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

日程第16 認定第4号 令和4年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（米村 洋君） 日程第16、認定第4号、令和4年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

日程第17 認定第5号 令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の認定について

○議長（米村 洋君） 日程第17、認定第5号、令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

日程第18 同意第3号 氷川町教育委員会委員の任命について

○議長（米村 洋君） 日程第18、同意第3号、氷川町教育委員会委員の任命につ

いてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号を採決します。本案は同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

-----○-----

日程第19 同意第4号 氷川町教育委員会委員の任命について

○議長（米村 洋君） 日程第19、同意第4号、氷川町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第4号を採決します。本案は同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

-----○-----

日程第20 同意第5号 氷川町固定資産税評価審査委員会の委員の選任について

○議長（米村 洋君） 日程第20、同意第5号、氷川町固定資産税評価審査委員会の委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第5号を採決します。本案は、同意することに決定の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

-----○-----

日程第21 同意第6号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の委員に選任について

○議長（米村 洋君） 日程第21、同意第6号、氷川町固定資産評価審査委員会委員の委員に選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで討論を終わります。

これから同意第6号を採決します。本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

-----○-----

日程第22 同意第7号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（米村 洋君） 日程第22、同意第7号、氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第7号を採決します。本案は同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、同意第7号は同意することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

-----○-----

午前10時28分

午前10時31分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、町長から議案第44号が提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第1 議案第44号 物品売買契約の締結について

○議長（米村 洋君） 追加日程第1、議案第44号、物品売買契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） 議案第44号、物品売買契約の締結について説明いたします。

氷川町学校給食共同調理場連続炊飯システムについて、売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

物件名及び数量、氷川町学校給食共同調理場連続炊飯システム一式、契約金額1,287万円。契約の相手方、熊本市南区江越2丁目12番10号、日本給食設備株式会社九州支店、支店長、白谷隆典様でございます。

提案理由といたしましては、本件の物品売買契約の締結については、氷川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決が必要ですので提案するものでございます。これで議案第44号について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 開札調書を皆さんに配布していますが、今、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 議員派遣の件

○議長（米村 洋君） 日程第23、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、タブレットの議会フォルダ内に格納のとおり派遣することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、タブレットの議会フォルダに格納のとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第24 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（米村 洋君） 日程第24、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

総務文化常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、タブレットの議会フォルダに格納のとおり、調査活動に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

-----○-----

日程第25 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（米村 洋君） 日程第25、産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

産業建設厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、タブレットの議会フォルダ内に格納の確認のとおり、調査活動に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第26 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（米村 洋君） 日程第26、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、タブレット議会フォルダに格納のとおり、本会議の会議日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からからの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここでしばらく休憩します。執行部の皆さんは退場をお願いします。

-----○-----

午前10時36分

午前10時37分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長、片山裕治君から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第2 副議長辞職の件

○議長（米村 洋君） 追加日程第2、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、片山裕二君の退場を求めます。

議会事務局長より辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（山本 昭義君） それでは、朗読いたします。

令和5年9月1日、氷川町議会議長米村洋様。氷川町議会副議長、片山裕治。辞職願。この度、一身上の都合により、令和5年9月6日をもって、氷川町議会副議長を辞職したいので許可されるよう願います。以上でございます。

○議長（米村 洋君） 9月6日をもっての辞職願でしたが、9月定例会までは、副議長の職務を全うしてほしいため、本日で受理しました。

お諮りします。片山裕治君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、片山裕治君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

片山裕治君の入場を認めます。

ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として選挙を行うことに決定しました。

-----○-----

追加日程第3 副議長の選挙

○議長（米村 洋君） 追加日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第18条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、副議長を議長が指名することに決定しました。

副議長に清田一敏君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました清田一敏君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました清田一敏君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された清田君が議場におられます。会議規則第33号3条第2項の規定によって当選の告知をいたします。ただし、改選は1年といたしたいと思っております。

副議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。清田一敏君、御登壇願います。

○4番（清田一敏君） ただいま副議長に選任をされました清田でございます。

このたび、議員各位の御支持によりまして、副議長に就任をさせていただくことになりました。私自身にとりましても大変名誉なことであり、感謝をいたしているところでございます。同時に、責任の重さを痛感し、公正中立の立場で、誠心誠意、議長の補佐を務め、その職責を全うするよう、最大限の努力をしたいと考えているところであります。今まで以上、皆さま方に御理解と御協力をいただきながら、円滑な議会運営、そして氷川町の発展に寄与出来ますよう、粉骨砕身頑張らせていただきます。どうか皆さま方の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（米村 洋君） お諮りします。お手元に配りました追加議事日程のとおり、日程の追加をしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程のとおり、日程の追加を決定しました。

-----○-----

追加日程第4 議席の一部変更

○議長（米村 洋君） 追加日程第4、議席の一部変更を行います。

副議長の選挙と会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。清田一敏君の議席を11番に、片山裕治君の議席を10番に、松田達之君の議席を6番に、吉川義雄君の議席を4番にそれぞれ変更したいと思います。移動は定例会終了後に行いたいと思います。

-----○-----

追加日程第5 常任委員会の委員の選任について

○議長（米村 洋君） 追加日程第5、常任委員会の委員の選任について行います。これから委員名簿を配ります。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

-----○-----

追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について

○議長（米村 洋君） 追加日程第6、議会運営委員会委員の選任について行います。これから委員会名簿を配ります。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任について、委員会条例第8条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

-----○-----

追加日程第7 議会広報調査特別委員会委員の選任について

○議長（米村 洋君） 追加日程第7、議会広報調査特別委員会委員の選任について行います。これから委員名簿を配ります。

議会広報特別委員会委員の選任についてを、委員会条例第8条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報特別調査特別委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

-----○-----

追加日程第8 八代生活環境事務組合議会議員の選挙について

○議長（米村 洋君） 追加日程第8、八代生活環境事務組合議会議員の選挙を行い

ます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

八代生活環境事務組合議会議員に米村洋君、片山裕治君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました米村洋君、片山裕治君を八代生活環境事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、米村洋君、片山裕治君が八代生活環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま八代生活事務組合議会議員に当選されました米村洋君、片山裕二君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

-----○-----

追加日程第9 議案第2号 八代広域行政事務組合議会議員の選挙について

○議長（米村 洋君） 追加日程第9、八代広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

八代広域行政事務組合議会議員に西尾正剛君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました西尾正剛君を八代広域行政事務組合議会議員の当選人として定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、西尾正剛君が八代広域行

政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま八代広域事務組合議会議員に当選されました西尾正剛君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

執行部の入場を求めるため、しばらく休憩いたします。

-----○-----
午前10時52分

午前10時54分
-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の日程は全部終了しました。

町長から閉会に当たっての挨拶の申出があります。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げたいと思います。

本定例会に提案をいたしました議案につきましては、全て可決、認定、同意をいただきました。ありがとうございます。しっかりと事務を進めていきたいと思っています。

実は、先般もお話ししましたとおり、12日から昨日まで台湾に出張いたしました。今年は吉野梨の台湾輸出20周年の年でもございますので、梨部とともに現地に赴きまして、販売状況の視察や Walker 社との商談を行ってきたところであります。今年は高雄、台北の方でも販売をされておりました。三越デパートの中でも1番いい場所で販売をしていただいていたいました。売れ行きは順調のようでした。また、Walker 社との商談では、それぞれの課題がございます。船便で送りますので、荷崩れによる傷みなど、要望もございます。また、特に私どもの生産者の気持ちをしっかりと、直接、お話できたということは、本当に有意義なことであったと思っております。詳しくは、またお話が出来たらなと思います。

それから、今月も町の行事が続きます。明日からは県民体育祭ですが、今年は2週にわたって変則的に行われます。1郡1町ですが、氷川町から多数の選手と役員の皆さん方が出場されますので、しっかり応援していきたいと思っています。時間がございましたら、皆さん方もぜひ応援していただきたいと思っております。

18日には敬老会を開催いたします。体育センターで行いますけれども、冷房が故障して修繕に入っております。不自由をおかけしますけれども、担当課が万全を期して式典を遂行しますので、皆さん方にもぜひ御臨席を賜りたいと思います。

また、来週には梨マラソン大会が予定されております。久しぶりといいますか、去年が1,000名で、今年は1,500名規模で行うことといたしております。こちらもしっかりと進めていきたいと思っております。

本議会で、皆さん方からさまざまな御意見をいただきました。いつも言っておりますけれども、しっかり受け止めまして、進めていきたいと思っておりますし、特に、指定管理の施設につきましては、今回、反省すべき点が少し見えてまいりました。委員長の報告にもございましたけれども、しっかりと目を光らせていけよということだろうと思っておりますし、これまでも担当課のほうでしっかり指導を行ってきておりましたけ

れども、それよりももっと踏み込んで、内部監査も不定期でございますけれども、実施していきたいと思っておりますし、必要であれば、監査委員の監査をお願いする場合もあるかもしれません。まずは、副町長を中心に、内部監査を実施していきたいと思っております。これは、立神峡に限らず、全ての指定管理者の施設でございます。ただ、道の駅のまちづくり振興会は、島田監査委員が監査で入っていらっしゃるもので、そちらは監査委員にお任せをしようと思っておりますけれども、それ以外の外部監査又は議会の監査が入っていない施設につきましては、まず私どもでしっかり監査をさせていただきたい。それぞれに監査は入っておりますけれども、外部から見る目も必要だと思っております。今回のことを念頭に置いて、進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思いますと思っております。今年度はあと半年残っております。今年度予定しました事務事業をしっかりと進めてまいりたいと思っておりますし、さまざまな課題が新たに出てくることもあるかと思っておりますが、課題解決に向けて、皆さま方の御意見をお聞きしながら進めていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いたします。

また、今回、議会の副議長、それから、委員会構成が変わったように聞いております。それぞれの立場で、その職務をしっかりと遂行していただきますことを願っていますところでございます。

時節柄、季節の変わり目でございます。どうぞ健康には十分注意されまして、今後とも御活躍されますことを御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶並びにお礼の言葉いたします。

○議長（米村 洋君） 会議を閉じます。

令和5年第6回氷川町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年12月7日 氷川町議会議長 米村 洋

令和5年12月7日 氷川町議会議員 長尾 憲二郎

令和5年12月7日 氷川町議会議員 吉川 義雄